

○経済産業省告示第百九十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十二月二十日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の

いずれかに該当するものとする。

一〇三十 (略)

三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 化学物質の審査及び製造等の規制に関

する法律施行令第一条第一項第三十五号

ハの規定に基づき化学物質を定める省令

(令和六年厚生労働省、経済産業省、環

境省令第四号)に規定するもの

三十二・三十三 (略)

いずれかに該当するものとする。

一〇三十 (略)

三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

(新設)

三十二・三十三 (略)

附 則

この告示は、令和七年一月十日から施行する。

経 済 産 業 省

20241211 貿局第1号
輸出注意事項2024第19号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年12月20日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、令和7年1月10日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後			現 行		
別紙第1 1～4 （略）			別紙第1 1～4 （略）		
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））			5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(1)～(34) （略）	(略)	(略)	(1)～(34) （略）	(略)	(略)
(35) ペルフルオロオクタン酸 関連物質であって、次に掲げるもの ①・② （略） <u>③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの</u>	(略)	○	(35) ペルフルオロオクタン酸 関連物質であって、次に掲げるもの ①・② （略） (新設)	(略)	○
(36) （略）	(略)	(略)	(36) （略）	(略)	(略)
別紙第2 （略）			別紙第2 （略）		

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
輸出令 別表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈	輸出令 別表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N，N′－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN，N′－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、

		クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール、 <u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの</u> ）、ペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤
		(略)
35の4～ 43		

		クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール）、ペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤
		(略)
35の4～ 43		

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の
一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和6年12月20日
経済産業省
貿易管理課

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見募集について、令和6年10月3日から同年11月1日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の改正箇所 ・意見内容 今回の PFOA 関連物質は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和六年厚生労働省、経済産業省、環境省令第 号）に規定するものであり、別途案件番号 595124106 で意見募集されていた省令案に記載の 138 物質を対象として、別紙第1の「1. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物」において、35号として追加される物質群の一つであると理解しています。 本通達では別紙第2において適用除外品目が規定されておりますが、別紙第2における「測定された場合」または「確認された場合」の解釈について、2012年1月28日に公示されたパブリックコメント（案件番号	今回規制対象として追加される第一種特定化学物質について、規制対象物質の含有が測定された場合又は確認された場合、輸出承認が必要となりますが（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号）3－4に該当する場合は除く。）、輸出承認申請の手続にあたっては、含有率の確認のためだけの追加的な測定の実施は不要です。

	595112006) の関連資料である Q&A において、「試験の実施により対象化学物質の含有が測定された場合、または、SDS の受領等により得た情報において対象化学物質の含有が認められる場合においては輸出承認が必要となるが、含有率の確認のみのための追加的な測定の実施を求めるものではない」と示されていることが、今回の改正においても従来通りの解釈ということで宜しいでしょうか。 ・理由 今回新たに追加される 138 物質の含有有無をすべて測定することは現実的でないため。	
2	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）の改正箇所 ・意見内容 化審法逐条解説によれば、「第一種特定化学物質が使用されているもの」として、「第一種特定化学物質が意図的に使用され、含まれている製品」を意味する。第一種特定化学物質を使用して製造された製品（いわゆる第一次製品）ばかりでなく、その製品について更に第二次、第三次と加工等を行った製品も含まれる。」と規定しています。本通達では改正箇所の最後に「並びにこれらを含む混合物又は製剤」との記載があることから、化審法で言う「第一種特定化学物質を使用して製造された製品」も含まれていると解釈できますので、今回の改正案で「PFOA 関連物質を使用している製品」も含めて規制対象としているという理解で宜しいでしょうか。 ・理由 今回の意見募集に、解釈としての「PFOA 関連物質が使用されている製品」の記載がないため。	● 「ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている製品」は輸出承認が必要となります。 ● 今回の「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正案は、ペルフルオロオクタン酸関連物質に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第 1 条第 1 項第 35 号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和 6 年厚生労働省、経済産業省、環境省令第 4 号）を追加する案としています。 ● なお、「ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている製品」については、令和 6 年 9 月 3 日付け「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」（令和 6 年 9 月 3 日付け、輸出注意事項 2024 第 17 号）において、別紙 2 の 2-1-1（5）の表の 35 の 3 の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄の左欄に追加する改正（※）を行っております。 （※）令和 6 年 9 月 3 日付け「「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」（輸出注意事項 2024 第 17 号）の別紙 2 の 2-1-1（5）の表の 35 の 3 の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 4

		8 年法律第 1 1 7 号) 第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄の左欄に追加された「ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている製品」 ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の製品を含む。 ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ② 消泡剤 ③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤 ④ 光ファイバー及びそのコーティング剤 ⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑧ 床用ワックス
--	--	---